

景観計画の構成案

項 目	内 容
第1章 はじめに	景観計画策の目的、位置づけなど、計画の基本的な事項を整理します。
第2章 景観の特性と課題	計画検討の前提条件である、景観の現状、上位関連計画、アンケート調査結果などを整理します。 上記を踏まえ、本市における良好な景観形成のための課題を整理します。
第3章 基本方針	上位関連計画との整合を図りながら、景観の将来像や基本方針を記載します。
第4章 景観計画区域	良好な景観形成を目指す区域を示します。
第5章 届出対象行為	景観法の届出制度に基づき、良好な景観形成に影響を及ぼす一定の行為（建築物の建築や工作物の建設、開発行為など）の届出が必要となる規模を定めて、記載します。
第6章 景観形成基準	それぞれの届出対象行為に対し、留意すべき項目（建築物等の位置や形状、色彩など）を定めた上で、良好な景観形成に向けた基準内容を記載します。
第7章 景観計画重点区域	景観計画区域のうち、重点的に良好な景観形成を図るべき区域を景観計画重点区域（候補）として位置づけ、その区域と取り組み方針を示します。
第8章 景観づくりに必要なその他の方針	景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定や、公共施設による景観づくり、屋外広告物による景観づくりに関する事項について記載します。
第9章 景観づくりの推進	市民、事業者、行政が力を合わせて景観づくりを推進していくための方針や方策などについて記載します。